

# 消防用設備点検について(ご案内)



消防用設備等を設置することが消防法で義務づけられている防火対象物の関係者（所有者・管理者・占有者）は、その設置された消防用設備等を、定期的に点検し、その結果を消防署長に報告しなければなりません。

## 点検の対象物

### 防火対象物

⇒一般住宅を除くあらゆる建物  
（事務所、工場、共同住宅、倉庫  
店舗など）

### 特定防火対象物

⇒防火対象物のうち特に不特定多数  
の人が出入りする建物  
（デパート、病院、ホテルなど）

## 点検実施者

延べ面積1,000㎡以上の特定防火対象物および非特定防火対象物で、消防長または、消防署長が指定したものの。

⇒消防設備士、消防設備点検資格者  
上記以外の防火対象物

⇒消防設備士、消防設備点検資格者  
防火管理者

## 点検の内容と期間

機器点検 ⇒ 6ヶ月に1回以上

総合点検 ⇒ 1年に1回以上  
消防庁告示で定められた点検基準  
に基づいて行う。

※保安管理業務をご契約のお客さまは  
上記以外にも、保安点検時に電源等  
の確認をさせていただきます。

## 点検報告書の作成

点検結果を記入した点検結果報告書  
および点検票を2部づつ（提出用、  
保管用）作成。

点検結果報告書および点検票の様式  
は消防庁告示で定められています。

四国電気保安協会では  
消防設備士により  
消防法の規定に基づく点検  
報告書の作成  
報告（代行）まで  
一貫してお受けしています。

## 報告の期間・報告先

### 報告の期間

特定防火対象物 ⇒ 1年に1回

非特定防火対象物 ⇒ 3年に1回

### 報告先

建物の所在地を管轄する消防署長

防火対象物定期点検報告制度に関する業務も行っています。是非、ご用命下さい！

お問い合わせ窓口

四国電気保安協会

徳島支部 088-631-2333

愛媛支部 089-943-3751

高知支部 088-883-8861

香川支部 087-821-9611